



芦福地第2224号

平成31年3月13日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 山田 みち子 様

芦屋市長 山中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成31年3月11日付け芦監報第20号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、福祉部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【障害福祉課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 読み書き(代読・代筆)情報支援員養成講習会業務委託などにおいて、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、業務完了報告書を受け取った日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。</p>	<p>(1) 読み書き(代読・代筆)情報支援員養成講習会業務委託等その他の委託業務について、業務が完了した時には、業務完了報告を徴取するよう改めます。</p>
<p>(2) 芦屋市契約規則第45条では、代価の支払時期は支払請求があった日から、工事の請負代金にあっては40日以内、その他給付に対する対価については30日以内に支払うものとすると定められているが、芦屋市第5次障害福祉計画策定業務委託においては上記の日を過ぎて業務委託料が支払われていたので、今後は上記の期日を守って支払うよう改められたい。</p>	<p>(2) 芦屋市第5次障害福祉計画策定業務委託について、請求事実を確認し期日内に支払うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【高齢介護課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 高齢者のつどい舞台設営業務等について、芦屋市契約規則第24条により契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、業務委託料の支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については業務委託料が支払請求のあった日から15日を過ぎて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 高齢者のつどい舞台設営業務など、芦屋市契約規則第24条により契約書及び請書を省略した少額の契約案件について、仕様書に支払時期を明記するように改めます。</p>
<p>(2) 芦屋市契約規則第45条では、代価の支払時期は支払請求があった日から、工事の請負代金にあっては40日以内、その他給付に対する対価については30日以内に支払うものとすると定められているが、芦屋市緊急通報システム業務においては上記の日を過ぎて業務委託料が支払われているケースが散見されたので、今後は上記の期日を守って支払うよう改められたい。</p>	<p>(2) 芦屋市緊急通報システム業務について調査した結果、業者の請求日と請求書到着日がずれていたことが原因であった。今後は、支払期日までに支払が行われるよう業者に請求書の提出を促すことも含めて、事務処理を徹底します。</p>

監査結果報告に対する措置について

【生活援護課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 生活保護システム保守点検業務などにおいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく単者との随意契約が締結されていたが、契約締結手続きにおいて業者選定理由が明記されていなかったため、これを明記するよう改められたい。	(1)生活保護システム保守点検業務等その他の委託契約について実施決裁中に業者選定理由を明記するよう改めます。
(2) 生活保護レセプト管理システム保守業務委託などにおいて、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、業務完了報告書を受け取った日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求することから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。	(2)生活保護レセプト管理システム保守業務等その他の委託契約について、委託業務が完了した時には業務完了報告書を徴取するよう改めます。

監査結果報告に対する措置について

【社会福祉課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 福祉医療費助成受給者証封入・封緘業務などについて、芦屋市契約規則第24条により契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、仕様書もなく支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については業務委託料が支払請求のあった日から15日を過ぎて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。なお、本件では契約締結決裁の伺い文中に支払時期が明記されていたが、それだけでは相手方に支払時期が伝わっていないことに留意されたい。	(1) 契約書及び請書を省略した案件については支払期日を厳守するように課内で周知徹底とともに、支払に関する事項について記載した仕様書を作成し複数人で点検確認を行い再発防止に努めてまいります。